

令和5・6年度 小規模修繕等参加登録申請要領

1 目的

この参加登録申請は、長泉町が発注する小規模修繕等の契約について、町内に主たる事業所を有する事業者の受注機会を拡大し、積極的に活用することによって町内経済の活性化を図ろうとするものです。

2 参加資格

[登録できる者]

①長泉町内に主たる事業所を有する者

なお、適法の範囲内で、希望業種、建設業の許可、経営組織、従業員数は問いません。

②令和5年1月1日現在において引き続き2年以上営業を行っている者

③長泉町が発注する建設工事の請負等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を定める要綱に基づく競争入札参加資格審査申請がされていない者

[登録できない者]

①長泉町内に主たる事業所を有しない者（他の市町村に本店がある場合など）

②競争入札参加資格審査申請がされている者

③小規模修繕等に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

※この資格申請をした方は、資格審査の上「小規模修繕等参加登録名簿」に登載され、長泉町が発注する簡易な修繕等契約の際に業者選定の対象となりますが、指名や契約を約束するものではありません。

3 提出方法

長泉町ホームページで必要書類をダウンロードし、郵送提出してください。
郵送のみの受付となります（窓口受付は行いませんのでご注意ください）。

4 提出期間

令和5年1月13日（金）～2月3日（金）

5 登載期間

有効期間は、令和5・6年度の2年間です。

6 対象となる契約

契約金額が50万円以下の内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易である修理及び修繕とします。

7 契約者の選定方法

見積を依頼されたときは、速やかに見積書を発注課の指示に従って提出してください。見積内容を審査の上、妥当と判断される場合には契約を締結することとなります。
なお、見積を依頼されても都合により辞退することは自由です。辞退する場合は必ず連絡（電話可）をお願いします。

8 下請け等の禁止

契約の履行は、長泉町契約規則その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。

なお、請け負った契約を一括して他人に請け負わせること（丸投げ等）はできませんので、登録を希望する業種の範囲は、自ら履行できる業種を記載してください。

9 請負代金支払時期

代金支払の時期は、履行完成後に行う検査に合格後、請求に基づき支払います。支払期間は、正当な請求を受けた日から30日以内です。前払金、部分払はありません。

10 契約関係法の遵守

契約に関して談合等の独占禁止法、刑法その他関係法令に違反する行為を行ってはなりません。登録業者が、業務に関して不正又は不誠実な行為等があった場合は、登録を取り消します。

郵送先（お問合せ先）

必要書類を封入し、封筒の表に「小規模修繕等参加登録申請書在中」と赤字記入の上、**郵送**してください。

〒411-8668 長泉町中土狩 828 番地
長泉町役場 企画財政課財務契約チーム
電話 055-989-5503